

(資料1)

# 中心市街地活性化施策について

## ～第1回中心市街地活性化評価・調査委員会～

平成24年10月16日

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

# 目次

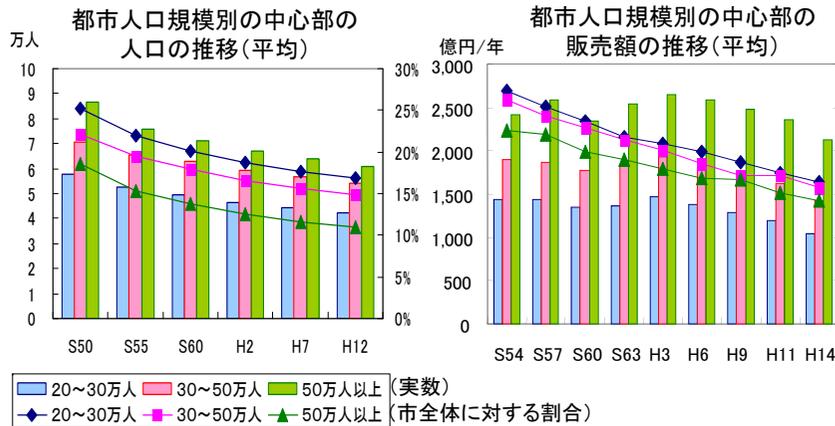
- I 中心市街地をとりまく環境
- II 中心市街地活性化制度の変遷
- III 現行施策の概要
- IV 認定基本計画の評価
- V 最近の動向
- VI 施策連携
- VII 成果検証

# I 中心市街地をとりまく環境

# 1. 中心市街地の状況について

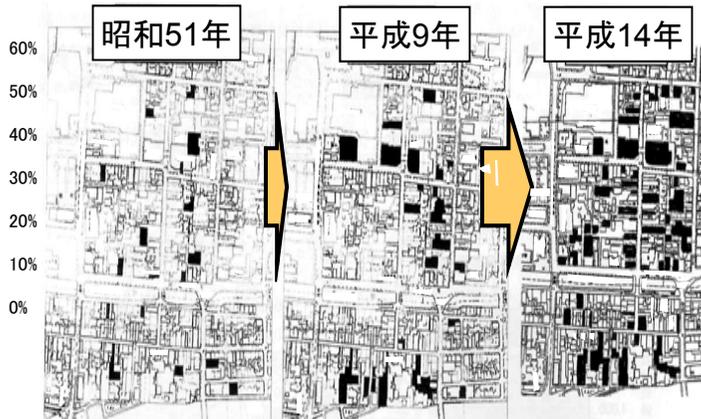
- 中心市街地をとりまく現状は、全体として依然厳しい傾向。居住人口、商業販売額が減少。
- 大規模商業施設は工場跡地や郊外立地が増加。病院や社会福祉施設等も郊外立地(市街化調整区域等)が増加。

## 中心市街地の居住人口や販売額は減少



※三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)及び政令指定都市以外の地域における人口20万人以上の都市を対象として国勢調査を集計。  
 ※過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

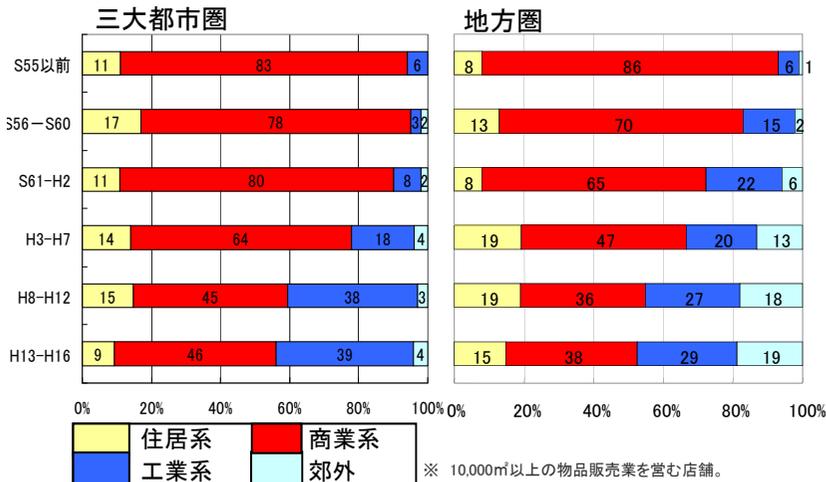
## 中心市街地の空き地等が増加



## 「シャッター通り」となった商店街



## 大規模店舗の立地状況



## 公共公益施設の郊外化のイメージ



## 取組等の状況

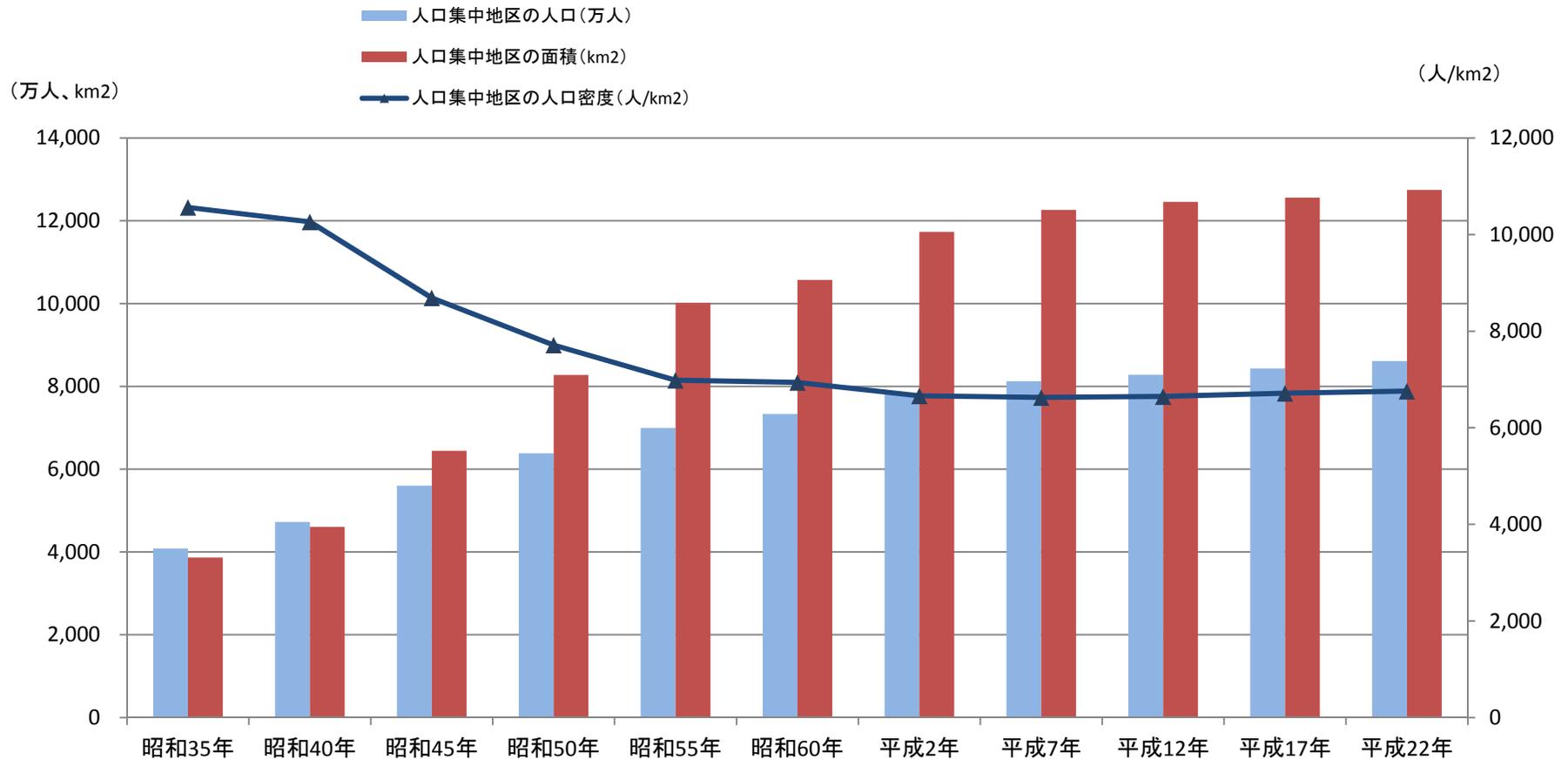
### 小売店舗等に関する世論調査

- ・ 中小小売店の満足度は、「満足」「やや満足」は合わせて40%で、大型店(73%)に比べ低い。
- ・ 中小小売店への不満は、「品揃えの悪さ」「一度にいろいろ買えない」等

## 2. 人口集中地区の推移

人口集中地区の面積がその人口の伸びよりも増して増加している。

➡ 居住エリアが拡大し、都市のスプロール化と人口密度の低下が進んでいる。



※人口集中地区とは、国勢調査基本単位区において、次の①②を満たす地域をいう。  
①人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位区が市区町村の境域内で互いに隣接し、  
②それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有するこの地域

出典:国勢調査

### 3. 中心市街地の経済的位置づけ

小売販売額、小売商店数は全体の約1/4を占めるとともに、従業員数では171万人の雇用を支える

➡ 中心市街地は、地域経済を支える大きな存在である。

#### 小売販売額

(単位:百万円、%)

	販売額	比率
商業集積地区	33,072,136	24.6%
その他の地区	101,633,312	75.4%
小売業計	134,705,448	-

#### 小売商店数

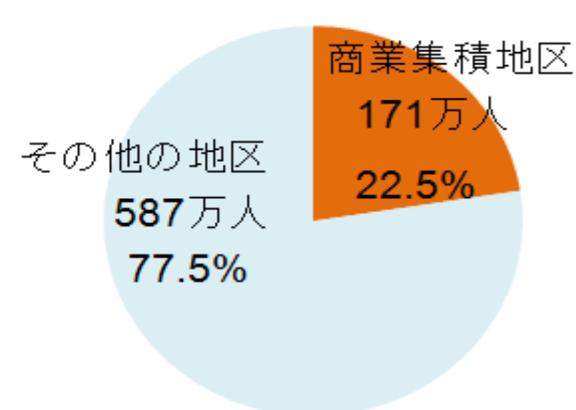
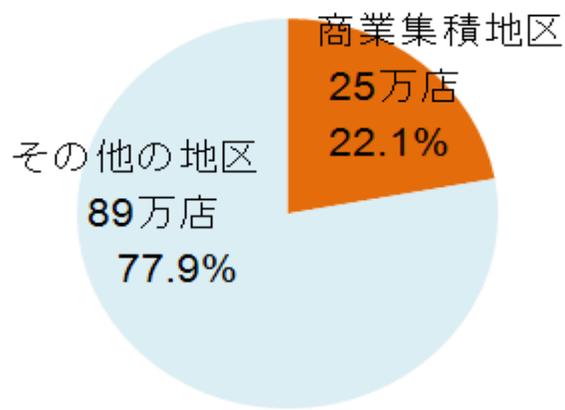
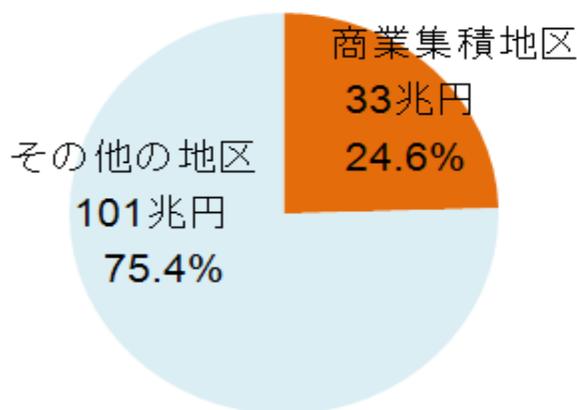
(単位:店、%)

	商店数	比率
商業集積地区	251,820	22.1%
その他の地区	886,039	77.9%
小売業計	1,137,859	-

#### 従業員数

(単位:従業員数、%)

	販売額	比率
商業集積地区	1,705,603	22.5%
その他の地区	5,873,760	77.5%
小売業計	7,579,363	-



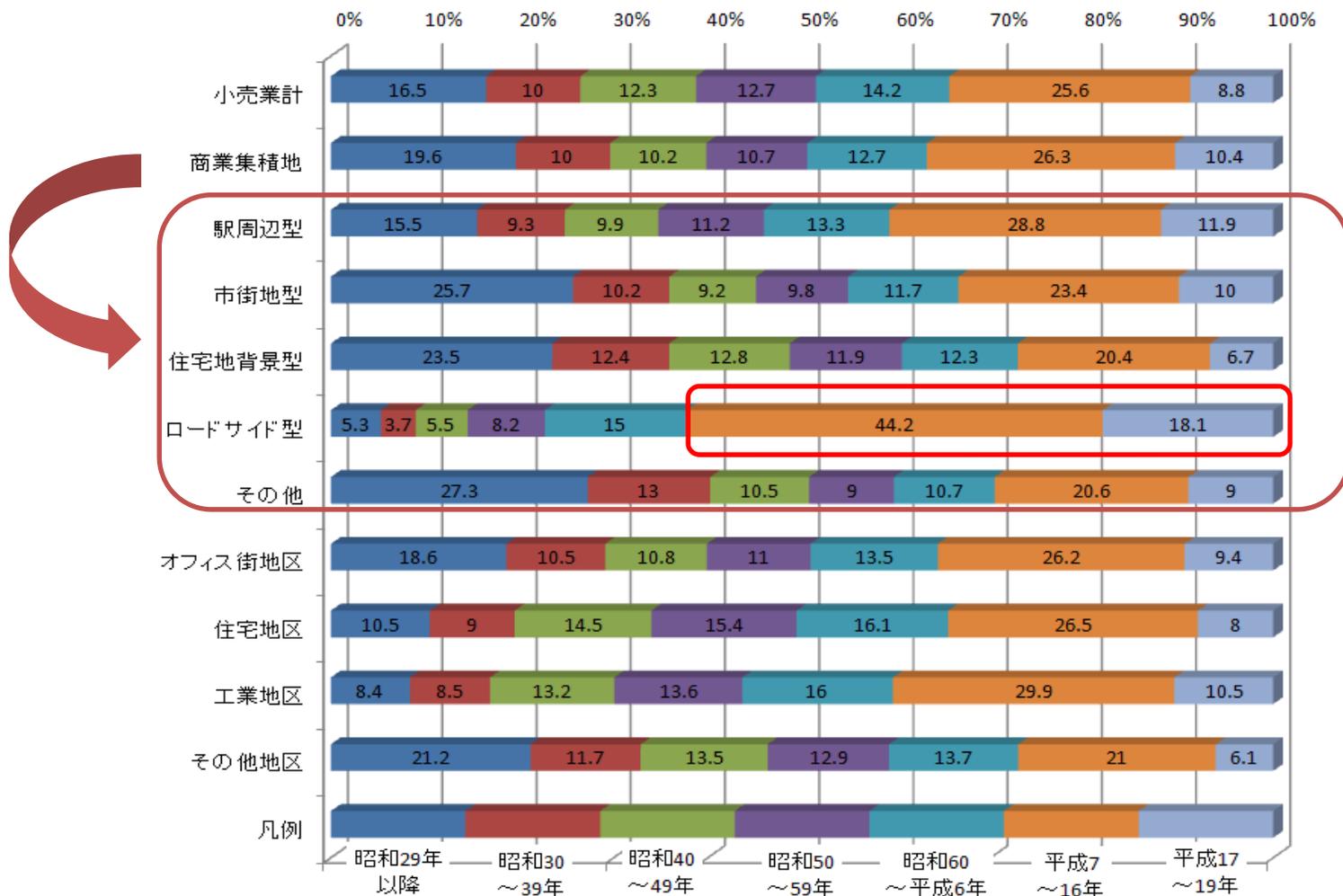
※商業集積地区は、駅周辺型商業集積地区及び市街地背景型商業集積地区の合計とした。

【出典:H19 経済産業省商業統計を編集】

## 4. 特性地区別、開設年代別にみた事業所数の割合

ロードサイド型の事業所は、平成7年以降に開設されたものが多い。(62.3%)  
 一方、駅周辺型や市街地型の事業所は、平成6年以前に開設されたものが約6割を占める。

➡ 経済活動の拠点が郊外地域にシフトしている。

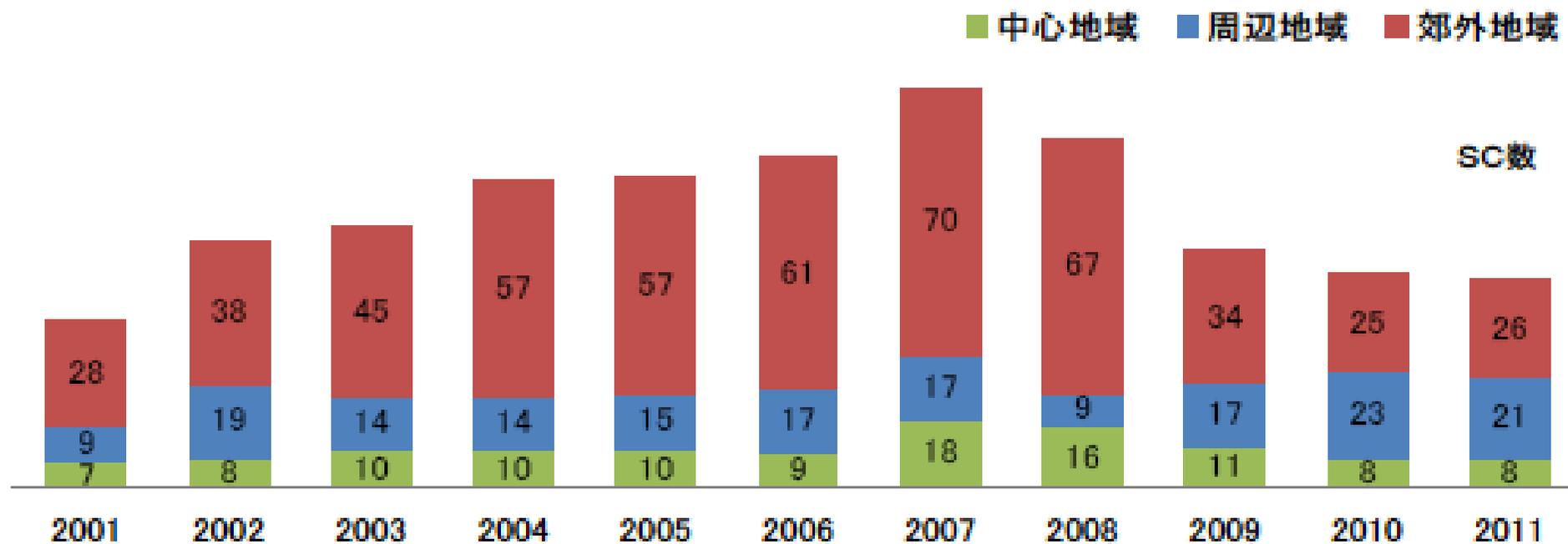


出典: 商業統計調査

## 5. ショッピングセンターの立地分布

直近の2011年(平成23年)では中心地域(中心市街地)の立地は約15%

➡ 周辺地域や郊外地域への出店が圧倒的に多い。



出典: 日本ショッピングセンター協会

※地域の定義

中心地域: 当該市・町・村の商業機能が集積した中心市街地

周辺地域: 中心地域に隣接した商業・行政・ビジネス等の都市機能が適度に存在する地域

郊外地域: 都市郊外で住宅地・農地等が展開されている地域

## Ⅱ 中心市街地活性化制度の変遷

# 第1期（昭和49年～平成12年）

## 大規模小売店舗法（大店法）による規制

規制強化

S49. 3 大店法施行（百貨店法廃止：許可制→届出制、消費者利益の保護を明示）

S53. 2 小売問題懇談会報告（小売商業の調整、中小小売商業の振興策を提言）

S54. 5 改正大店法施行（第2種（500㎡～1500㎡）を調整対象に追加、勧告期間の延長等）

S57. 1 大型店問題懇談会報告（大型店の出店抑制策、中小小売業の振興策等を提言）

S57. 1 大店法運用強化（事前説明指導、届出自粛指導を当面措置）

S61. 4 前川レポート「国際協調型経済への産業構造の転換」（内需拡大を宣言）

S63. 12 新行革審答申（流通に係る規制緩和）

H2. 4 日米構造問題協議中間報告（大店法の運用適正化）

規制緩和

H2. 5 大店法運用適正化（調整期間の短縮（規定なし→1年半以内）等）

S2. 6 日米構造問題協議最終報告（大店法の運用適正化）

H4. 1 改正大店法施行（商調協の廃止、地方独自規制の適正化等）

H6. 5 2年後の見直し（1000㎡未満の原則調整不要等）

政策転換

H7. 1 GATS発効（経済上の需要を考慮したサービス供給者数の制限等の禁止）

H7. 12 行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見」（大型店と中小店の商業調整の見直し）

H8. 6 米国がWTO二国間協議を要請（「大店法は需要を勘案した流通サービス業者数の制限」と主張）

H9年度 規制緩和推進計画（閣議決定）（大店法の見直し）

H9. 12 産構審・中政審合同会議中間答申（大店法の廃止、まちづくり三法の制定）

H10. 2 まちづくり三法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）が通常国会で成立

H12. 6 大店法廃止（大店立地法施行：商業調整の廃止）

## 第2期（平成12年～平成18年）

### 大規模小売店舗法 (S49～H12) の廃止

中小小売業者との商業調整の廃止。

日米構造協議(平成2年2月)

### いわゆる「まちづくり三法」の制定等

#### 大規模小売店舗立地法 (H12～)

大型店の立地に際して、「周辺的生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

(配慮事項)

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策 等

#### 中心市街地活性化法 (H10～)

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。

#### 都市計画法の改正によるゾーニング (土地利用規制) (H10～)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途地区、特定用途制限地域)

平成18年大幅改正

## 【参考】行政評価・監視結果に基づく勧告の概要

平成16年9月15日に総務大臣が、中心市街地活性化法に基づく基本方針の策定主体である経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省に対し、行政評価・監視結果に基づき勧告。

### ●結果の概要

※5つの統計指標の基本計画作成前後の動向が把握可能であるH12年度以前に基本計画を作成した121市町について把握・分析

○いずれの統計指標をみても、中心市街地の数値が減少している市町が大半

- ・人口 : 69% (84市町) が減少
- ・商店数 : 93% (111市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 94% (113市町) が減少
- ・事業所数 : 93% (112市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 83% (100市町) が減少

○これらの統計指標に係る市町全体の数値に占める中心市街地の割合が低下している市町が大半

- ・人口 : 72% (87市町) が減少
- ・商店数 : 80% (96市町) が減少
- ・年間商品販売額 : 88% (105市町) が減少
- ・事業所数 : 86% (103市町) が減少
- ・事業所従業者数 : 73% (87市町) が減少

○人口、年間商品販売額及び事業所数の3つを合わせてみると、中心市街地の割合が低下している市町が多数

- ・3指標とも低下 : 61% (72市町)
- ・1指標のみ上昇 : 27% (32市町)
- ・2指標のみ上昇 : 10% (12市町)
- ・3指標とも上昇 : 2% (2市)

○中心市街地が「活性化していない」と認識している市町が59%(71市町)

統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない状況。

### ●勧告の概要

#### 1. 基本計画の的確な作成

数値目標設定の有効性や中心市街地の区域設定に当たっての要件について具体的内容を明示すること。

#### 2. 事業の着実な実施

民間連携のための体制整備やTMO(Town Management Organization)構想の速やかな策定の有効性について具体的内容を明示すること。

#### 3. 基本計画の見直し

事業の進捗状況等の定期的把握や基本計画の見直しの必要性についてその具体的内容を明示すること。

#### 4. 基本計画の的確な評価

優れた基本計画に対し重点的な支援を行うため、基本計画の内容を的確に評価すること。

# 第3期(平成18年～現在)

## 「まちづくり三法」の見直し

### 1. 「中心市街地活性化法」の主な改正内容(平成18年8月22日施行)

- 1) 基本法的な位置づけ  
総合的に活性化策を進める必要性から、基本法的な性格を持つ名称に変更する。
- 2) 国の体制等の強化  
内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置して関係省庁の連携・調整を図り、施策の総合的な推進体制を整える。
- 3) 総合的推進体制の整備  
TMOを発展的に改組し、中心市街地活性化協議会を新たに設置(法定化)。
- 4) 意欲的な中心市街地への支援拡充  
市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利便性増進など、補助事業の実施等の支援を重点的に行う。

### 2. 「都市計画法」等の主な改正内容(平成19年11月30日施行)

都市計画法・建築基準法の改正により、広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設(延べ床面積1万㎡超の店舗、飲食店、劇場、映画館、展示場等)の立地調整の仕組みを適正化することで、郊外への都市機能の拡散を抑制。

- 1) 大規模集客施設立地の適正化
- 2) 広域調整の仕組みの創設
- 3) 公共公益施設の中心市街地への誘導

### 3. 「大規模小売店舗立地法」の主な改正内容

- 1) 業界ガイドラインの作成等による事業者の社会的責任を強化
- 2) 大規模小売店舗併設サービス施設を対象施設に含める

# 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の 一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」の概要 (平成18年8月22日施行)

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずる。

## 1. 「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

## 2. 基本理念・責務規定の創設

- 中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ**基本理念**を創設
- 国、地方公共団体及び事業者の**責務規定**を創設

## 3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

- **中心市街地活性化本部**（本部長：内閣総理大臣）の創設
  - ↳ 基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック& レビュー 等
- 基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**
  - ↳ 法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

## 4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

- 多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

※「特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」の廃止

## Ⅲ 現行施策の概要

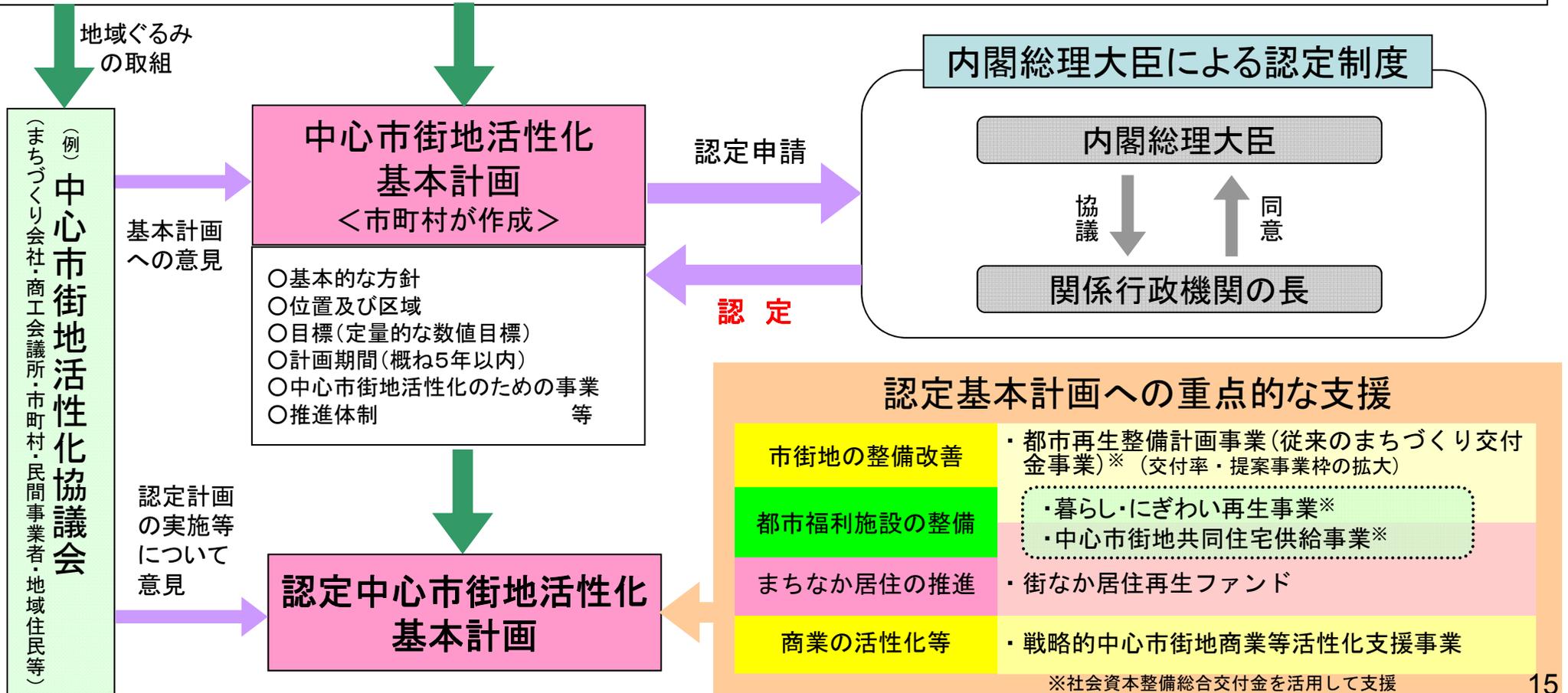
# 1. 「中心市街地の活性化に関する法律」の仕組み

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

## 基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定



## 2. 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成し、平成18年9月8日に閣議決定した。

(平成23年10月7日一部変更)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/kankeihourei.html>

### 1. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

### 2. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

#### ○政府における推進体制の整備

(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言、等)

#### ○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実

#### ○基本計画の認定基準

基本方針に適合するものであること など  
・定量的な数値目標を設定〔人口、歩行者通行量、事業所数、年間小売販売額など〕  
・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

#### ○基本計画の実施状況についての評価の実施等

・進捗状況の把握  
・認定計画に係る予算、配分額、実績額等の把握、政府全体の施策の実施状況の評価

### 3. 中心市街地の位置及び区域

#### ○中心市街地の要件、数など

→ 原則的には1市町村に1区域。地域の实情により、複数存在する場合も考えられる。

### 4. ～8. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化 など)

### 9. 4 から8 までの事業等の総合的かつ一体的推進

#### ○推進体制の整備

→ 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)

#### ○基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

### 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

#### ○都市機能の集積の促進の考え方

→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

#### ○都市計画手法の活用

→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

### 11. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。  
・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

### 3. 中心市街地の要件

中心市街地活性化法による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられる。(法第2条)

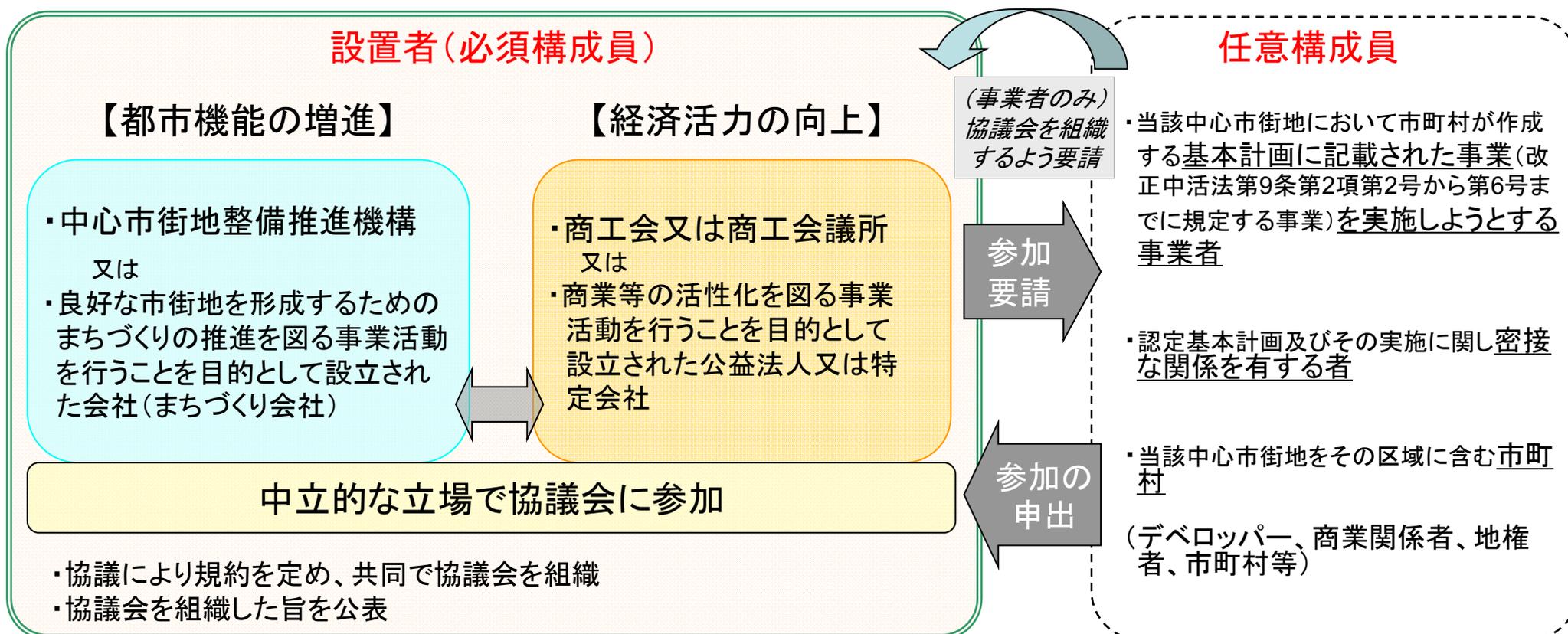
- 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

## 4. 中心市街地活性化協議会の概要

### 1. 協議会の役割

- ・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べることができる。(法第15条第9項)
- ・市町村が基本計画を作成する際の意見聴取 (法第9条第5項)
- ・民間事業者が事業計画を作成する際の協議 (法第40条第1項)

### 2. 協議会のしくみ



## 5. 認定基本計画への支援策

### 都市機能の集積促進

- 都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金）
- 暮らし・にぎわい再生事業
- 中心市街地内への事業用資産の買換え特例（所得税・法人税）
- 非営利法人を指定対象に加える等中心市街地整備推進機構の拡充（※1）

### 街なか居住の推進

- 中心市街地共同住宅供給事業（※1）
- 街なか居住再生ファンド

### 商業等の活性化

- 中心市街地における空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和（※1）
- 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（※2）

### その他

- 公共空地等の管理制度、共通乗車船券の特例 等
- （※1 法律改正事項）  
（※2 平成24年度まで）

## 6. 大規模小売店舗立地法の特例措置

中心市街地における  
大型店の退店跡地問題の深刻化

特区全国展開の実現  
(H17.10構造改革特別区域推進本部決定)



中心市街地への大型店の  
誘致を支援



### 第一種特例区域の創設

(法第36条)

- 認定中心市街地のみで設定可能。
- 大型店の新設・変更等の届出、事業者による説明会等も不要とし、規制の実質的な撤廃。
- 区域指定時の地域住民等からの意見聴取、第二種との選択制、区域内での生活環境への配慮努力義務規定の導入等により、周辺住民にも配慮。

### 第二種特例区域の創設

(法第55条)

- 中心市街地全域で設定可能。
- 構造改革特別区域と同様に、8ヶ月の新設制限の不適用、添付書類等の簡素化等出店手続の大幅な簡素化を実現。
- 構造改革特別区域は、特段の手続なく引き続き特例措置が適用。

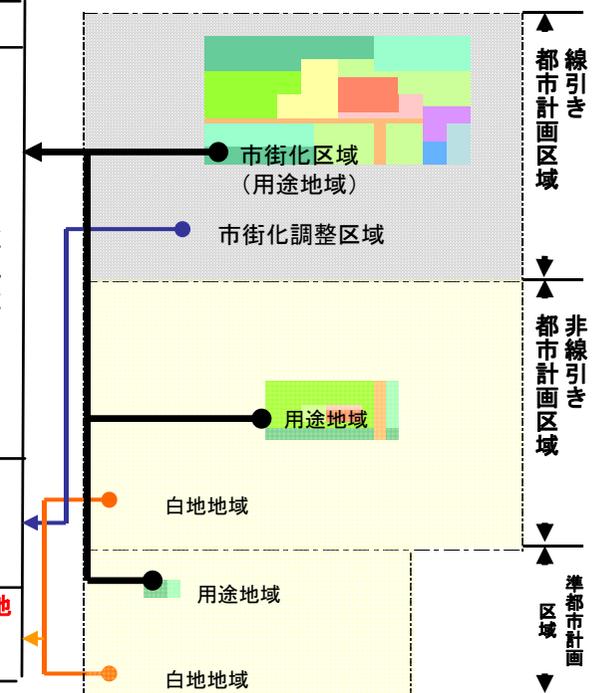
# 7. 都市計画法等の一部改正について

(大規模集客施設等の立地規制に関する改正：平成19年11月30日施行)

広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設(床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等)等の立地を地域が適正に判断できることとするため、都市計画法等を改正。

- 市街化区域、用途地域における立地規制  
大規模集客施設が立地可能な用途地域を見直し、現行の6から3へ限定。
- 非線引き白地地域等における立地規制  
非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では大規模集客施設は原則立地不可。
- 用途を緩和する地区計画制度の創設  
上記により規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域においては、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度(開発整備促進区)を創設。
- 開発許可制度の見直し  
市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止し、病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とする。

改正前(店舗)		改正後	
用途地域	50㎡超不可	第一種低層住居専用地域	同左
	150㎡超不可	第二種低層住居専用地域	
	500㎡超不可	第一種中高層住居専用地域	
	1,500㎡超不可	第二種中高層住居専用地域	
	3,000㎡超不可	第一種住居地域	
	制限なし	第二種住居地域	大規模集客施設については、用途地域の変更 又は 用途を緩和する地区計画決定により立地可能
		準住居地域	
工業地域			
近隣商業地域			
商業地域			
用途地域の変更又は地区計画(再開発等促進区)決定が必要	工業専用地域	制限なし	
		同左	
原則不可 ただし、計画的な大規模開発は許可(病院、福祉施設、学校等は開発許可不要)	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則不可 地区計画を定めた場合、適合するものは許可(病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。)	
制限なし	非線引き都市計画区域 準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については 用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では、用途を緩和する地区計画決定でも立地可能	



大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。

## 8. 準工業地域における大規模集客施設の立地規制

### 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(抄)

#### 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する 基本的な事項

##### 2. 都市計画手法の活用

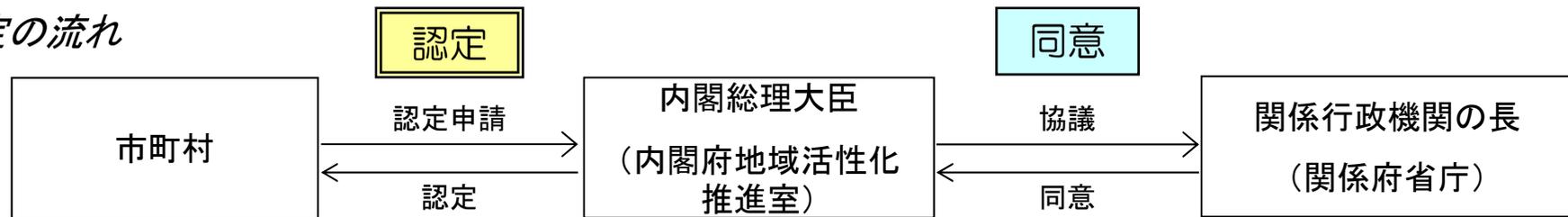
準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(\*1)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏(\*2)及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。また、三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用するものとする。

\*1 「大規模集客施設」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(わ)項に掲げる建築物をいう。

\*2 「三大都市圏」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)に定められた都市整備区域のことをいう。

## 9. 中心市街地活性化基本計画の認定基準

### 認定の流れ



### ○認定基準

- ① **基本方針に適合**するものであること。  
→基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要
- ② 当該基本計画の実施が**当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与**するものであると認められること。  
→基本計画の目標の達成のために必要な事業が記載されていることが必要  
    <留意事項>  
    ・計画期間内に目標を達成するために、個々の事業がどの程度寄与するかを説明
- ③ 当該基本計画が**円滑かつ確実に実施されると見込まれる**ものであること。  
→以下の点で判断
  - ・事業等の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
  - ・事業等の実施スケジュールが明確であること

○認定の時期：構造改革特区制度の認定等と併せ、年3回(6月末、11月末、3月末)で運用。

# 10. 中心市街地活性化基本計画認定等の状況

北海道	帯広市、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市、富良野市、稚内市、北見市、旭川市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市、八戸市、十和田市
岩手県	久慈市、盛岡市、遠野市
宮城県	石巻市
秋田県	秋田市、大仙市
山形県	鶴岡市、山形市、酒田市
福島県	白河市、福島市
新潟県	新潟市、長岡市、上越市(高田)
茨城県	石岡市
栃木県	大田原市、日光市
群馬県	高崎市
埼玉県	川越市
千葉県	千葉市、柏市
東京都	
神奈川県	
山梨県	甲府市
富山県	富山市※、高岡市※
石川県	金沢市※
福井県	福井市、越前市、大野市、敦賀市
長野県	長野市※、飯田市、塩尻市、上田市
岐阜県	岐阜市※、中津川市、大垣市
静岡県	浜松市、藤枝市、静岡市(静岡・清水)、掛川市、沼津市
愛知県	豊田市、名古屋市、豊橋市、東海市
三重県	伊賀市

滋賀県	大津市、守山市、長浜市
京都府	福知山市
大阪府	高槻市
兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊丹市、丹波市、姫路市、川西市、明石市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市、田辺市
鳥取県	鳥取市、米子市
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、玉野市
広島県	府中市
山口県	山口市、下関市
香川県	高松市
徳島県	
愛媛県	西条市、松山市
高知県	四万十市
福岡県	久留米市、北九州市(小倉・黒崎)、直方市、飯塚市
佐賀県	小城市、唐津市
長崎県	諫早市、大村市
熊本県	熊本市(熊本)※、八代市、山鹿市、熊本市(植木)
大分県	豊後高田市※、大分市、別府市、佐伯市
宮崎県	宮崎市、日向市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	沖縄市

※印は2期計画の認定を受けた市  
下線は計画期間終了の市

## **IV 認定基本計画の評価**

# 1. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

## 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(抄)

### 第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

#### 6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

##### (1) 認定基本計画の進捗状況の把握

①市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて中心市街地の活性化が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、市町村は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するものとする。

なお、その結果、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

②内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、認定基本計画に掲げた目標の達成状況等について、報告を求めるとともに、その内容を公表する。

## 2. 平成23年度中間フォローアップについて

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/chukatu/followup/120629followup.html>

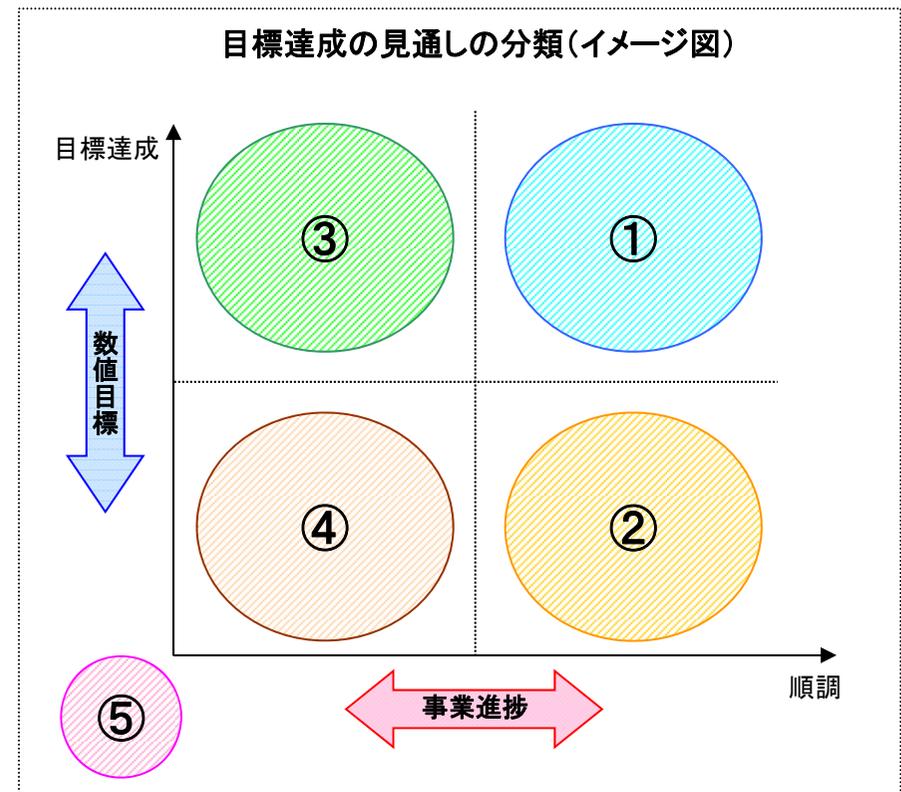
＜フォローアップ対象＞ 市町村数:68市 基本計画数:70 目標に係る指標の数:208(注)  
＜フォローアップ内容(平成24年3月末時点)＞ ○基本計画に掲げる取組(事業等)の進捗状況  
○目標達成の見通し(※)  
○今後の対応 等

(注) 目標に係る指標の数「208」には、下記分類の⑤(18指標)を含む

＜公表時期＞ 平成24年6月29日

### ※目標達成の見通しの分類

- ①取組(事業等)の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる。
- ②取組の進捗状況は概ね予定通りだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。
- ③取組の進捗状況は予定通りではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。
- ④取組の進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。
- ⑤取組が実施されていないため、今回は評価対象外。



# 平成23年度中間フォローアップの概要①

## 1. 対象市等

- (1) 68市70計画がフォローアップを実施。  
 ※現在107市118計画を確認済。前年度(22年度)フォローアップは57市58計画。
- (2) 計190目標(1計画当たり平均2.7目標)の取組状況を、各市が自己評価。  
 ※前年度は計172目標(1計画当たり平均3.0目標)

## 2. 目標の分類

	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込客数等	公共交通機関利用	その他	計
平成23年度	69	39	19	11	33	4	15	190
(参考)平成22年度	55	33	20	12	29	7	16	172

## 3. 事業の進捗度と目標達成見通し

	目標達成可能	目標達成難
事業進捗予定通り	<b>① 58指標 (31%)</b> 〔前年度：58指標 (34%)〕	<b>② 41指標 (21%)</b> 〔前年度：30指標 (17%)〕
事業進捗に遅延等	<b>③ 63指標 (33%)</b> 〔前年度：66指標 (38%)〕	<b>④ 28指標 (15%)</b> 〔前年度：18指標 (11%)〕

## 平成23年度中間フォローアップの概要②

### 目標指標分類別の集計

見通し	全体	通行量	居住人口 等	販売額等	空き店舗 等	施設入込 数等	公共交通 機関利用	その他
①	58	21	9	2	3	17	0	6
②	41	8	11	6	6	7	1	2
③	63	31	9	6	2	7	1	7
④	28	9	10	5	0	2	2	0
⑤	18	3	3	7	0	4	0	1
計	208	72	42	26	11	37	4	16
うち ①～④	190	69	39	19	11	33	4	15

(各市からの報告を基に内閣府で集計)

#### 〔目標指標の分類〕

【通行量】 歩行者、自転車の通行量等

【居住人口等】 居住人口、年間社会人口動態等

【販売額等】 小売業年間商品販売額、年間売上額等

【空き店舗等】 空き店舗率、空き店舗数等

【施設入込数等】 年間観光施設入込客数、文化施設・都市福利施設の年間利用者数等

【公共交通機関利用】 路面電車乗車人数、鉄道駅乗降客数等

【その他】 就業人口、事業所数等

## 平成23年度中間フォローアップの概要③

### 取組進捗状況の集計

見通し	全体	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関利用	その他
①+②	99	29	20	8	9	24	1	8
③+④	91	40	19	11	2	9	3	7
⑤	18	3	3	7	0	4	0	1
計	208	72	42	26	11	37	4	16
うち①～④	190	69	39	19	11	33	4	15
取組順調率	52%	42%	51%	42%	82%	73%	25%	53%

$$\text{取組順調率} = (\text{①} + \text{②}) / (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

#### 〔取組の進捗状況〕

- 進捗が予定どおりであるもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い取組指標<sup>(注2)</sup>は、空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標に対する取組である<sup>(注3)</sup>。
- 進捗が一部予定どおりでないもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い取組指標<sup>(注2)</sup>は、通行量、居住人口等、販売額等、公共交通機関利用に関する目標指標に対する取組である。

(注1) 目標達成に関する見通しの分類のうち、進捗がほぼ予定どおりであるものは①と②、進捗が一部予定どおりでないものは③と④が、それぞれ相当する。

(注2) 今回評価対象であった指標のうち①及び②が選択された比率(取組順調率)の全体平均が52%であったため、これと比較して数値が大きい場合には「予定どおりであることが比較的多い」としている。

(注3) 「空き店舗等」、「公共交通機関利用」に関しては、目標指標数そのものが少ないため、有意な結果とはなっていない可能性がある。

## 平成23年度中間フォローアップの概要④

### 目標達成の見通しの集計

見通し	全体	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関利用	その他
①+③	121	52	18	8	5	24	1	13
②+④	69	17	21	11	6	9	3	2
⑤	18	3	3	7	0	4	0	1
計	208	72	42	26	11	37	4	16
うち①～④	190	69	39	19	11	33	4	15
目標達成見込率	64%	75%	46%	42%	45%	73%	25%	87%

$$\text{目標達成見込率} = (\text{①} + \text{③}) / (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④})$$

#### 〔目標達成の見通し〕

- 目標達成可能と見込まれているもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い目標指標<sup>(注2)</sup>は、通行量、施設入込数等に関する目標指標である。
- このままでは、目標達成可能と見込まれず、今後対策を必要としているもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い目標指標<sup>(注2)</sup>は、居住人口等、販売額等、空き店舗等、公共交通機関利用に関する目標指標である<sup>(注3)</sup>。

(注1) 目標達成に関する見通しの分類のうち、目標達成可能と見込まれているものは①と③、このままでは、目標達成可能と見込まれず、今後対策を必要としているものは②と④が、それぞれ相当する。

(注2) 今回評価対象であった指標のうち①及び③が選択された比率(目標達成見込率)の全体平均が64%であったため、これと比較して数値が大きい場合には「達成可能と見込まれているものが比較的多い」としている。

(注3) 「空き店舗等」、「公共交通機関利用」に関しては、目標指標数そのものが少ないため、有意な結果とはなっていない可能性がある。

## 平成23年度中間フォローアップの概要⑤

### 当初の状況からの改善状況

改善状況	全体	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関利用	その他
基準値より改善	96	34	16	2	8	24	2	10
(うち、目標値を上回るもの)	43	17	4	2	0	13	1	6
基準値より悪化	94	35	23	17	3	9	2	5
評価対象外	18	3	3	7	0	4	0	1
計	208	72	42	26	11	37	4	16
基準値改善率	51%	49%	41%	11%	73%	73%	50%	67%

基準値改善率＝基準値より改善／(基準値より改善＋基準値より悪化)

#### [目標達成に向けた改善現状]

- 実績数値が当初の状況(基準年の数値)<sup>(注1)</sup>との比較で改善しているものが比較的が多い目標指標<sup>(注2)</sup>は、空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標である。
- 悪化しているものが比較的が多い目標指標<sup>(注2)</sup>は、通行量、居住人口等、販売額等、公共交通機関利用に関する目標指標である<sup>(注3)</sup>。

(注1) 基準値とは、市町村が基本計画の策定時において数値目標を設定した際に基準とした数値。策定時に直近で把握可能な数値を基準値、その基準値を計測した年を基準年として、採用している。

(注2) 今回評価対象であった指標のうち基準値より改善されているものの全体比率が51%であったため、これと比較して数値が高いものを「改善しているものが比較的が多い目標指標」としている。

(注3) 「空き店舗等」、「公共交通機関利用」に関しては、目標指標数そのものが少ないため、有意な結果とはなっていない可能性がある。

### 3. 中心市街地活性化基本計画期間の終了後の取り扱いについて

平成23年7月22日  
内閣府地域活性化推進室

#### ①現行基本計画終了後、新たな基本計画を策定し、認定を受けることは可能。

当初の基本計画認定から概ね5年を経て社会情勢や中心市街地の状況も大きく変わっていることが想定されることから、現在の中心市街地の状況を把握し、そのニーズに対応する基本計画とすることが重要。そのため、新たな認定に際しては、中心市街地の現状や過去の取組の実施状況等について把握・検証し、現在のニーズに応じた適切な基本計画とすることが必要。

次期基本計画については、現行基本計画等これまでの取組の検証を踏まえた内容とすることが求められ、そのためには現行基本計画の終了後に行う検証結果を踏まえることが適当。

#### ②現行基本計画期間と連続して次期基本計画期間を開始する場合には、直近のデータ等を用いて、現行基本計画の検証を行うことが必要。

①を踏まえれば、次期基本計画については、現行基本計画の終了後に行う検証結果を踏まえることが適当。しかしながら、現行・次期基本計画の期間を連続させることが必要な場合においては上記対応が不可能なため、次期基本計画の認定申請時の直近のデータ等を用いて中心市街地の状況、過去の取組の実施状況等についての把握・検証を行い、それを踏まえた基本計画とすることを条件とする。

また、現行基本計画の終了後に確定したデータ等に基づき検証を行い、必要に応じて事業を追加する等中心市街地の活性化のための取組を見直すことを前提とし、次期基本計画にその旨記載することとする。

#### ③個別の事情に応じて、現行基本計画の期間を延長することも可能。

①のとおり、現行基本計画の期間が終了した後は、原則として新たな基本計画の認定を行うこととなる。しかしながら、個別の事情に応じて現行基本計画の期間の延長についても認定を受けることも可能とする。

ただし、基本方針において基本計画の期間が「おおむね5年以内を目安」に設定するとされていることを踏まえ、延長後の基本計画の期間については6年未満であることを条件とし、具体的には事情を勘案しつつ個別に調整の上決定する。

#### ④法令、基本方針の認定基準を満たしたものであること。

次期基本計画の認定、現行基本計画の期間の延長認定のいずれの場合においても従前どおりすべての認定基準を満たしていることを必要とする。

(以上)

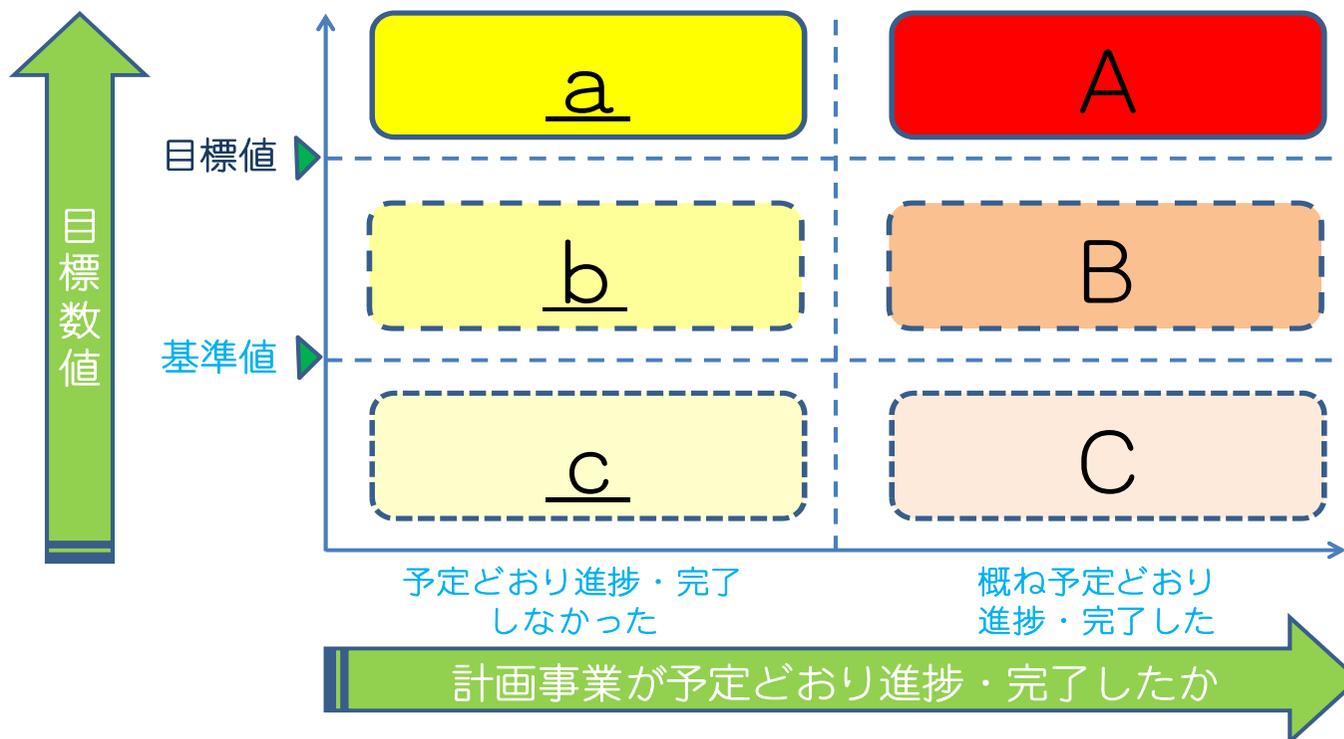
## 4. 平成23年度最終フォローアップについて

＜最終フォローアップとは＞ 計画期間満了後に行うフォローアップであり、その内容は、様式に基づき、基本計画の実施前と後で中心市街地がどのように変化したのか、自治体としての目標は果たされたのか、どのような市民意識の変化があったのか等を報告して頂きます。  
具体的には、計画期間満了の当年度についての数値実績、事業実施成果等を確認することにより、活性化計画の成果を確認するものです。

### 最終フォローアップ報告における目標指標の評価方法

#### ○基本的な考え方

- ・目標指標の最終値が目標値や基準値と比べてどうだったのかという視点と、計画した事業は予定どおり進捗・完了したかという視点で評価を行う。



# 平成23年度最終フォローアップの概要①

## 1. 対象市等

- (1) 14市14計画がフォローアップを実施。  
 ※平成23年度末をもって、計画期間が満了。
- (2) 計50目標（1計画当たり平均3.6目標）の取組状況を、各市が自己評価。  
 ※計741事業。

## 2. 目標の分類

	通行量	居住人口等	施設入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
平成23年度	14	10	8	5	4	3	6	50

## 3. 事業の進捗度と目標達成見通し

	取組進捗は概ね予定どおり	取組進捗は遅延等
目標達成	<b>A 14指標（28%）</b>	<b><u>a</u> 2指標（4%）</b>
目標は未達だが、計画当初より改善	<b>B 10指標（20%）</b>	<b><u>b</u> 2指標（6%）</b>
計画当初より悪化	<b>C 14指標（28%）</b>	<b><u>c</u> 7指標（14%）</b>

## 平成23年度最終フォローアップの概要②

### 目標指標分類別の集計

	全体	通行量	居住人口等	施設入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他
A	14	2	1	4		2	1	4
<u>a</u>	2			1	1			
B	10	5	2	2		1		
<u>b</u>	3		2					1
C	14	5	3		3	1	1	1
<u>c</u>	7	2	2	1	1		1	
合計	50	14	10	8	5	4	3	6

(各市からの報告を基に内閣府で集計)

#### 〔目標指標の分類〕

【通行量】 歩行者、自転車の通行量等

【居住人口等】 居住人口、年間社会人口動態等

【施設入込数等】 年間観光施設入込客数、文化施設・都市福利施設の年間利用者数等

【販売額等】 小売業年間商品販売額、年間売上額等

【公共交通機関利用】 路面電車乗車人数、鉄道駅乗降客数等

【空き店舗等】 空き店舗率、空き店舗等

【その他】 就業人口、事業所数等

## 平成23年度最終フォローアップの概要③

### 取組の進捗・完了状況の集計

	全体	公共交通 機関利用	通行量	施設入込 数等	空き店舗 等	居住人口 等	販売額等	その他
A+B+C	38	4	12	6	2	6	3	5
<u>a</u> + <u>b</u> + <u>c</u>	12		2	2	1	4	2	1
計	50	4	14	8	3	10	5	6
取組順調率	76%	100%	86%	75%	67%	60%	60%	83%

$$\text{取組順調率} = (A+B+C) / (A+B+C+\underline{a}+\underline{b}+\underline{c})$$

#### 〔取組の進捗・完了状況〕

予定どおり進捗・完了したもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い取組指標<sup>(注2)</sup>は、公共交通機関利用となっている。  
逆に、予定どおり進捗・完了しなかったもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い取組指標<sup>(注2)</sup>は空き店舗等、販売額等に関するものとなっている。

- (注1) 取組の進捗・完了状況及び目標達成状況等の分類のうち、「予定どおり進捗・完了」したものはA、B及びC、「予定どおりでない」ものはa、b及びcが、それぞれ相当する。
- (注2) 今回評価対象であった指標のうちA、B及びCが選択された比率（取組順調率）の全体平均が76%であったため、これと比較して数値が大きい場合には「予定どおり進捗・完了したものが比較的多い」としている。

## 平成23年度最終フォローアップの概要④

### 目標達成状況の集計

	全体	施設入込 数等	公共交通 機関利用	空き店舗 等	販売額 等	通行量	居住人口 等	その他
A + <u>a</u>	16	5	2	1	1	2	1	4
B + <u>b</u> + C + <u>c</u>	34	3	2	2	4	12	9	2
計	50	8	4	3	5	14	10	6
目標達成率	32%	63%	50%	33%	20%	14%	10%	67%

$$\text{目標達成率} = (A + \underline{a}) / (A + B + C + \underline{a} + \underline{b} + \underline{c})$$

#### 〔目標達成状況〕

目標達成となったもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い目標指標<sup>(注2)</sup>は、施設入込数等、公共交通機関利用、空き店舗等に関するものとなっている。

逆に、目標未達となったもの<sup>(注1)</sup>が比較的多い目標指標<sup>(注2)</sup>は 販売額等、通行量、居住人口等に関するものとなっている。

(注1) 取組の進捗・完了状況及び目標達成状況等の分類のうち、「目標達成」したものはA及びaが、「目標未達」のものはB、b、C及びcが、それぞれ相当する。

(注2) 今回評価対象であった指標のうち、A及びaが選択された比率（目標達成率）の全体平均が32%であったため、これと比較して数値が大きい場合には「目標達成となったものが比較的多い」としている。

## 平成23年度最終フォローアップの概要⑤

### 当初の状況からの改善状況

	全体	施設入 込数等	公共交 通機関 利用	通行量	居住人 口等	空き店 舗等	販売額 等	その他
$A + \underline{a} + B + \underline{b}$	29	7	3	7	5	1	1	5
$C + \underline{c}$	21	1	1	7	5	2	4	1
計	50	8	4	14	10	3	5	6
基準値改善率	58%	88%	75%	50%	50%	33%	20%	83%

$$\text{基準値改善率} = (A + \underline{a} + B + \underline{b}) / (A + B + C + \underline{a} + \underline{b} + \underline{c})$$

#### 〔当初の状況からの改善状況〕

現況（実績数値）が当初の状況（基準値）と比較して改善しているもの（注1）が比較的多い目標指標（注2）としては、施設入込数等、公共交通機関利用に関するものが挙げられる。

一方、改善されていないもの（注1）が比較的多い目標指標（注2）としては、通行量、居住人口等、空き店舗等、販売額等に関するものが挙げられる。

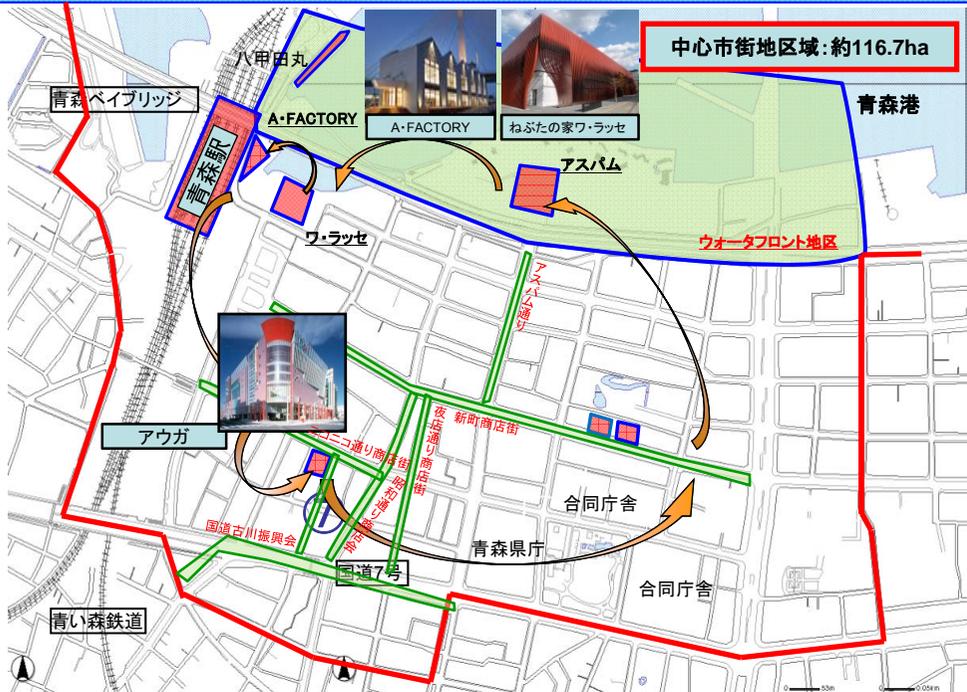
（注1）取組の進捗・完了状況及び目標達成状況等の分類のうち、「改善された」ものはA、a、B及びbが、「改善されなかった」ものはC及びcが、それぞれ相当する。

（注2）今回フォローアップ評価対象となった指標のうち、A、a、B及びbが選択された比率（基準値改善率）が58%であったため、これと比較して数値が高いものを「改善しているものが比較的多い目標指標」としている。

## 5. 効果的な取組事例

### 【事例1:青森市】

コンパクトシティによる中心市街地の魅力・回遊性の向上



駅前再開発事業「アウガ」



A・FACTORY



ねぶたの家ワ・ラッセ

コンパクトシティの形成を基本理念として、駅前総合交通ターミナルや文化観光交流施設の整備、食をテーマとした新たな賑わいの創出による中心市街地の魅力・回遊性の向上を目指す。

### 【事例2:富山市】

公共交通を軸とした活性化

- 富山ライトレール  
旧JR富山港線に比べ、駅数を10→13に、便数を15分間隔（ラッシュ時は10分間隔：以前は30～60分間隔）に増便して利便性を向上し、H18年4月に開業。
- 路面電車の環状線化（H21年度）により利便性が向上。市街地再開発が誘発され、駅周辺が活性化。



富山ライトレール(セントラム)

- H26年度の北陸新幹線開業に合わせ、富山駅を中心に大規模な交通網整備等を実施予定。
- コミュニティバスが中心市街地を巡回。
- おでかけ定期券事業（高齢者の中心市街地へのおでかけが、公共共通を利用すると、富山市内どこからでも1回100円）。

# V 最近の動向

# 1. 日本再生戦略

(重点施策: 集約型のまちづくりや次世代型生活への対応)

社会全体の高齢化が進む中、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるよう、集約化されたまちづくりを進め、持続可能な地域社会を構築する。

(平成24年7月31日閣議決定)

- 中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせるまちづくりの推進を図る。
- 中心市街地の活性化等に向けた現行施策の検証を行う。
- 団地の再生や鉄道駅の改築に合わせた医療・会議施設や子育て施設等の整備、生活幹線ネットワークの整備など、生活・経済機能の集約化及び移動アクセスの確保を支援し、コンパクトなまちづくりを推進する。
- 公共交通機関の利便性向上や公道走行が可能な超小型モビリティの導入を通じて地域内の移動円滑化を進めるとともに、情報通信技術を活用した新しいまちづくりモデルの確立・普及などに取り組む。
- 長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する。

## 2. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」について

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずる。(平成24年8月29日成立)

- 基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)
- 民間等の低炭素建築物の認定  
⇒ 認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減
- 低炭素まちづくり計画の策定(市町村)
  - 1) 都市機能の集約化  
病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備、民間等による集約駐車施設の整備、歩いて暮らせるまちづくり
  - 2) 公共交通機関の利用促進等  
バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施、自動車に関するCO2の排出抑制
  - 3) 建築物の低炭素化  
民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備
  - 4) 緑・エネルギーの面的管理・利用の促進  
NPO等による緑地の保全及び緑化の推進、未利用下水熱の活用、都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置

### 3. 「行政事業レビュー・公開プロセス」の評価結果を踏まえた対応（経済産業省）

本年6月7日の経済産業省の行政事業レビュー・公開プロセス(省内仕分け)において、戦略的中心市街地商業等活性支援事業費補助金(以下「戦略補助金」)は「廃止」、「中心市街地活性化法に基づく経済産業省としての支援の在り方についてゼロベースで検討」との評価。

これを踏まえ、経済産業省では、現行の戦略補助金は「廃止」するとともに、全く新たな考え方で支援措置の構築を進めているところ。

その一環として、本年8月下旬から9月下旬にかけて中心市街地の商店街キャラバンを展開。キャラバンの成果については、平成25年度の予算事業の制度設計に加え、政策の再構築の検討に反映。

#### 《中心市街地の商店街キャラバン》

中心市街地活性化政策を再構築すべく、政務三役の参加の下、全国26都市を訪問。商店街・商業施設を視察するとともに、商店街・まちづくり関係者等との車座集会を開催。

#### 【キャラバンで伺った主な意見】

- ①地域に密着したまちづくりが基本だが、活力を生むためには、地域外の需要を取り込む必要もある。
- ②まちづくりにはランドデザインとエリアマネジメントが必須だが、十分かつ適切な人材がいない。
- ③人材を始めとするソフト面の取組が重要。
- ④ハード整備については、引き続き支援が必要だが、地域の特性等を踏まえた十分な検討が前提。
- ⑤大型店の郊外進出は中心市街地の商業にとって脅威。
- ⑥中心市街地への商業以外の都市機能の集積を図ることも重要。
- ⑦商店街活性化のために、後継者・空店舗対策、個店の魅力向上のための対策が必要。

#### 《中心市街地魅力発掘・創造支援事業(平成25年度予算要求)》

① まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こし、②まちの魅力を発信する試みで、リスクが高く、民間では実施が難しい実証的な取組、③まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘、を支援する新たな予算措置を要求。

## VI 施策連携

# 1. 内閣官房

## [中心市街地活性化]

- ・中心市街地活性化基本計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援。

### 【例】公共交通を軸とした活性化（富山市）

- ・路面電車の環状線化
- ・便数の増加
- ・利便性向上により市街地再開発が誘発
- ・駅周辺を中心に活性化
- ・新幹線開業に合わせ、大規模な交通網整備等を実施予定



富山ライトレール(セントラム)

## [地域再生]

- ・地域の自主的・自立的な取組による地域経済活性化、雇用機会創出等の地域再生を推進するため、地方公共団体作成の地域再生計画を国が認定し、府省横断的に交付金等により支援。

### 【例】「昭和の町」づくり計画（大分県豊後高田市）

- ・観光サービスを企画・提供する人材の育成により、**中心市街地**の街並みの“古さ”を逆手にとった「昭和の町」づくりに取り組む。



## [都市再生]

- ・都市の再生により、国際競争力の強化、魅力向上を図るため、都市再生プロジェクト、民間都市開発プロジェクト、大規模災害時の安全確保策を推進。

### 【都市再生緊急整備地域の例】「名古屋市」

- ・豊かな公共空間等を活用しながら都市のモビリティを高める。
- ・モビリティ産業に関わる企業・人材や、文化交流を支える都市機能の集積を促進する。
- ・高い国際競争力を発揮する世界的先進地区の形成を図る。



### 各施策の連携

- ・各種施策の一体的活用による中心市街地活性化の効果的取組。

### 特定地域再生制度の創設

- ・郊外型団地再生等全国共通の課題（特定政策課題）への重点的取組。
- ・補助金、利子補給金、税制特例による支援。
- ・構造改革特区制度との連携。

平成24年  
9月：改正構造改革特区法施行  
11月：改正地域再生法施行（予定）

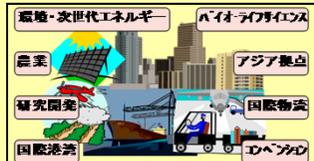
## [総合特区]

- ・総合特別区域の指定等により、産業の国際競争力の強化や地域の活性化を総合的に支援（規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置）。

### 2つのパターンの「総合特区」

#### ①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



#### ②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



## [構造改革特区]

- ・国の規制を地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域の活性化を推進。

### 【例】どぶろく特区

- ・「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例など、地域資源、多彩な人材等を活用し都市との交流拡大を図るとともに、地域に根ざした新たな起業を促進する。



## [環境未来都市]、[環境モデル都市]

### <環境未来都市>

- ・環境や超高齢化等の課題に対する成功事例を国内外に普及展開→需要拡大、雇用創出、国際的課題解決力を強化。

### <環境モデル都市>

- ・低炭素社会に向けて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、地域モデルを構築。



## 2. 国土交通省

市町村が策定した  
中心市街地活性化基本計画



認定基本計画に対しての  
支援措置

予算制度

税制措置

都市再生整備計画事業  
(※)(旧まちづくり交付金)

○都市再生整備計画の区域が認定中活区域に含まれる等、一定の要件を満たす地区について、国費率の拡充  
○中心市街地活性化に取り組む地区の提案事業枠の拡大



身の丈再開発の推進

○認定中活区域等において、地域の床需要等に即した再開発事業を実施する場合に、交付の対象となる事業費を拡充



都市機能の集積促進

暮らし・にぎわい再生事業 (※)

○都市機能まちなか立地支援  
病院、文化施設等のまちなかへの立地支援



○空きビル再生支援

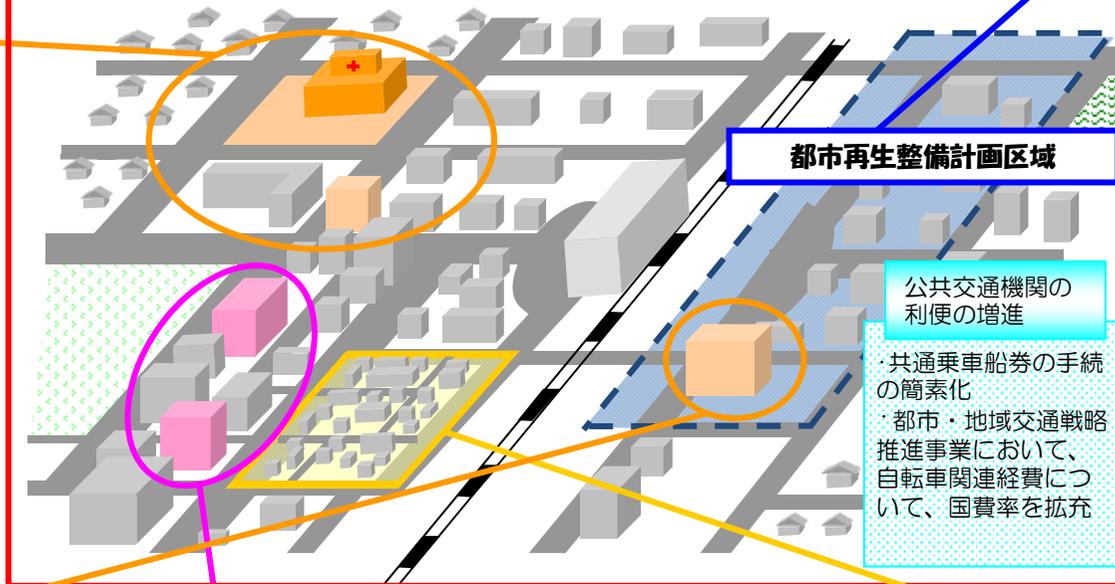
空きビルの改修・コンバージョンへの支援



○賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し補助

認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域



都市再生整備計画区域

公共交通機関の  
利便の増進

・共通乗車船券の  
手続の簡素化  
・都市・地域交通戦略  
推進事業において、  
自転車関連経費につ  
いて、国費率を拡充

街なか居住の推進

中心市街地共同住宅供給事業 (※)

中心市街地における  
優良な共同住宅の供  
給を支援



優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例措置

街なか居住再生ファンド

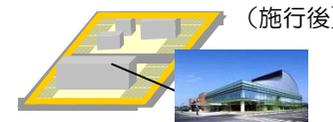
民間の多様な  
住宅供給事業  
等を出資によ  
り支援



土地の整形・集約化

都市再生区画整理事業(※)

教育文化施設、医療施設等の  
立地促進などへの補助



土地区画整理事業の保  
留地の特例

まち再生出資業務等



中心市街地における優良な民間都市開発事業を支援

その他の支援措置

民間まちづくり活動促進事業  
都市環境維持・改善事業資金融資  
住民参加型まちづくりファンド支援業務 等

(※) 暮らし・にぎわい再生事業の都道府県施行分については、平成23年度より地域自主戦略交付金に移行。

### 3. 経済産業省

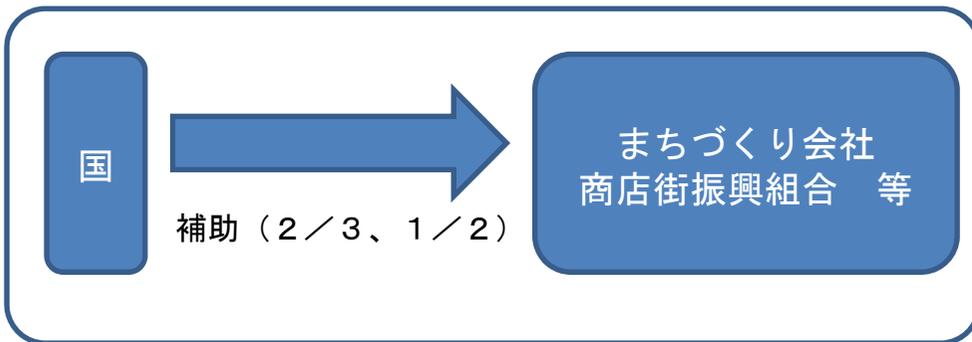
#### 「中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金」の創設(平成25年度概算要求:10億円・新規)

##### 事業の内容

###### 事業の概要・目的

- 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村に対して支援を実施します。
- 具体的には、まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こし、人材育成・派遣、先導的取組の実証を重点的に支援することにより、生活者が安心して暮らすために不可欠な活力ある商機能を維持し、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進します。

###### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



##### 事業イメージ

###### まちの魅力掘り起こし(事業化調査)

- 生活者にとって快適な商機能の在り方調査、地域製品の魅力・競争力分析等による地域の個性の再発見、それを基礎とした新規性の強い事業化調査等を支援します。

###### 実証事業

- 事業化調査で得られたまちの魅力を高めるアイデアにつき、その実現可能性を探るために行う先導的で収益性の低い実証事業を支援します。

(例)



###### 専門人材の派遣

- 事業化調査や実証事業を踏まえ、まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘等に対する支援します。

# 「中心市街地商業等活性化支援業務等委託費事業」(平成25年度概算要求:2億円)

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

○中心市街地活性化に係る取組を継続的なものとするため、また、政策資源の効果を最大限に引き出すため、以下の事業を行います。

①タウンマネージャーとなる人材の育成事業や、全国のまちづくりの専門家とまちづくり団体を繋ぐプラットフォームの創設等を行います。



例：人材育成事業の状況

②中心市街地活性化のための支援措置の政策効果を測るための手法を開発します。加えて、全国からまちづくり関係者を集め、成功事例や失敗事例の要因等の情報発信を行います。

③新たなまちづくり事業手法の調査・研究を行います。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間事業者等

## 事業イメージ

人材育成事業

⇒  
タウンマネージャーの育成や、専門家とまちづくり団体を繋ぐプラットフォームの整備。

効果分析・検証事業

⇒  
支援措置の政策効果を測るための手法を開発。全国から事例を集め先進事例の発信。

調査・研究事業

⇒  
新たなまちづくり事業の調査・研究事業。

### 条期待される効果

- ・各地域による専門家を活用した自立的なまちづくりの促進
- ・適切な効果検証手法の確立
- ・成功事例や失敗事例の要因等を全国に展開
- ・成果・効果を分析し、政策に反映

## 4. 総務省

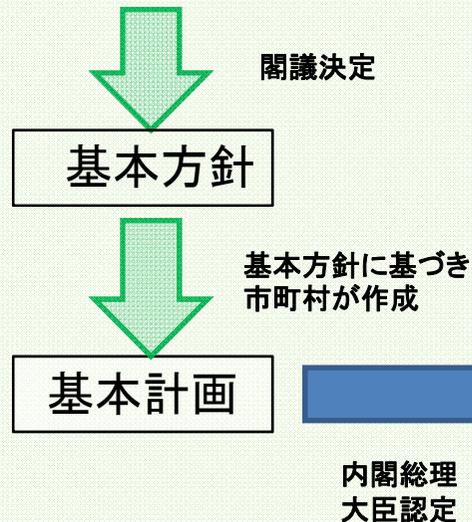
### 目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

### 支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



### 総務省の認定基本計画への支援措置

#### ・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。

#### ・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

## 中心市街地活性化施策の対象事業

### 中心市街地活性化ソフト事業

#### ① イベント事業

#### ② 講演会、シンポジウム等

#### ③ 後継者育成研修事業

#### ④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

#### ⑤ 空き店舗対策事業

#### ⑥ その他特に重要なソフト事業

○認定を受けた基本計画に位置づけられた市町村が行う事業(※1)のうち、市町村の負担する額(一般財源所要額)が100万円を超えるもの(※2)

○①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※1 商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※2 一般財源所要額が1億円を超える事業については、当該事業に要する経費は1億円とする。

※3 国庫補助金・交付金等(地域活性化交付金を除く。)を伴う事業及び過疎対策事業債の充当予定事業は特別交付税措置の対象とならない。

### 中心市街地再活性化特別対策事業

#### (1) 公共施設整備事業

##### ・集客力を高める施設の整備

(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)

##### ・地域の産業の振興に資する施設の整備

(展示施設、物産会館等)

##### ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備

(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)

##### ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

#### (2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するもの)に対する市町村の助成事業

## **VII 成果検証**

## 1. アンケート調査等の実施について

本調査は、中心市街地の状況を把握するための各種調査を行うことで、中心市街地活性化法の改正後の取組の成果等について検証を行い、現行施策の改善を図り、中心市街地が一層活性化されることを目的とする。

具体的には、アンケート調査、中心市街地活性化に関する法律の条項別活用状況調査(以下、「条項別調査」という。)を実施する。

### (1) アンケート調査(11月実施予定)

アンケート調査票は、計画認定市の状況、意見等が効率的かつ効果的に把握できる内容とし、特に、中心市街地活性化の認定に至る過程の調査をすることで、計画認定市の意見を測定できる内容とする。調査票は、電子メールにより計画認定市に配布すると共に、全ての計画認定市から調査票を回収する。

### (2) 条項別調査(11月実施予定)

#### ① 実績報告調書と中心市街地活性化基本計画書との突合作業

実績報告書に記載されている事業と中心市街地活性化基本計画書に記載されている事業が一致しているか確認する。

#### ② 条項別活用実績の集計

実績報告調書に記載された内容について集計を行う。

#### ③ 条項別活用実績とアンケート調査の分析

条項別活用実績の集計表とアンケート調査の結果を用い、各市、各エリア、全国別に、支援措置の活用状況とアンケート結果の各項目との関連性をグラフ等を用いて分析する。

## 2. 中心市街地活性化全国リレーシンポジウムの開催について

中心市街地の活性化に取り組む全国の21市(認定市)と、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省が共同して、「中心市街地活性化全国リレーシンポジウム」を開催。

まちの『顔』である中心市街地の活性化に向け、『日本の元気は地域から』を基本に、市長、学識経験者、まちづくり・商業関係者等が集まり、各地域における取組事例の紹介・議論を行うことにより、現行施策の検証に資するものとする。

### (1) 開催市・日程

10/9鹿児島市、10/11青森市、10/22諫早市、10/23旭川市、10/26長野市、10/30富山市、11/1鳥取市、11/2藤枝市・豊後高田市、11/5川越市・大垣市、11/6盛岡市、11/8守山市、11/9長岡市、11/16大野市、11/18福井市、11/20高岡市、11/27金沢市、12/1川西市、1/23岐阜市、2/23久慈市

### (2) シンポジウムの基本的なプログラム(2時間～3時間程度)

- ① 開催市長のあいさつ
- ② 基調講演
- ③ 国からの施策の紹介
- ④ 自治体からの活用事例の紹介(出席市長等が説明)
- ⑤ パネルディスカッション(講師と出席市長等が参加)
- ⑥ まとめ

### (3) 開催主体

開催市、内閣府、経済産業省、国土交通省、総務省、その他関係団体との共催

## 中心市街地活性化中間レビューにおけるアンケート調査項目

## 1. 調査にあたって

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)については、平成18年度に行われた改正法の施行から5年が経過し、中心市街地の活性化にどのように有効であるか、これまでに認定した中心市街地活性化基本計画の成果検証を行う必要がある。中心市街地活性化においては、現場の声をより重視し、5年という節目を迎えたこの時期に改めて見直しを図れる部分があるかを検証することが重要である。

調査は、中心市街地の状況を把握するための各種調査を行うことで、改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化の取組の成果等について検証を行い、中心市街地活性化施策の改善を図り、中心市街地が一層活性化されることを目的とする。

## 2. 認定市へのアンケート調査項目(11月実施予定)

テーマ	調査項目		
	分野	内容	
(1)全認定市における基本計画の概況	認定の動機	中心市街地活性化計画の認定を受けようと思った動機	
	中心市街地の適合性	中心市街地の衰退の原因	
	計画期間	計画期間の記載	
		計画期間設定の理由	
		計画期間設定の適切度	
	エリア	エリアの面積	
		エリアの位置	
		エリアの位置を決めた理由	
	目標	目標の数	
		目標の改善率(=目標値/現況値)+(人口)	
		目標指標を選んだ理由	
		目標の数の根拠	
	まちづくり会社	まちづくり会社の有無	
		活動の概要	
	市全体の状況	市全体の状況分析を踏まえた課題と取組	
	計画の概要	計画で目指す活性化の内容	
		活性化に関する基本的な方針	
		認定に関する要件の適合	
	市民意見	市民意見に関する調査の実施状況	
		市民意見の計画への反映	
		市民意見の分析(中活計画の認知度、衰退or活性化の実感等)	
	変更理由	計画変更の理由	
	評価	中心市街地の状況分析を踏まえた課題と取組	
		目標指標の実績検証	
	協議会	年間の開催回数	
		活動の評価	
		協議会の運営状況、認定市との連携	
中活法の要望	既存の制度の要望		
	認定の要件の要望		
	新制度創出		
	支援制度の要望		
2期計画	2期計画に移行した理由		
	エリアの評価		
	エリアを広げた(狭めた)理由		
1期計画終了市	2期計画に移行しなかった理由		
	旧法との比較		

3. 認定市以外へのアンケート調査(平成25年度実施予定)

(2)これまでの認定相談市(未認定)に対する調査	未認定市の調査	相談時期
		相談回数
		認定申請に至っていない理由
		今後の認定希望(理由: )
		現在の中心市街地活性化の取組状況(独自計画、別の計画、その他)
		旧法計画策定の有無
(3)認定相談に至っていない旧法計画市への調査	相談無の市への調査	相談に至っていない理由
		今後の認定希望
		現在の中心市街地活性化の取組状況
(4)旧法計画未作成市への調査	旧法計画無の市への調査	旧法未作成の理由
		今後の認定希望
		現在の中心市街地活性化の取組状況

4. 認定市の法令条項別の活用状況分析(11月実施予定)

(5)法令条項別活用状況 (全認定市対象)  ○…活用件数 ◎…活用件数・金額	認定市町村への援助等	提案件数(法14条)	提案内容要望(法14条)	○	
	中心市街地整備推進機構	指定の有無(法51条)	業務内容(法52条)	○	
	法に定める特別の措置 ※計画書(1)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例			○
路外駐車場についての都市公園の占用の特例				○	
中心市街地公共空地等の設置及び管理				○	
事業用地適正化計画の認定の特例				○	
中心市街地共同住宅供給事業				◎	
地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例				○	
大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)				○	
★大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)				○	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務				○	
中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定				○	
特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定				○	
中小企業信用保険法の特例				○	
地方税の不均一課税に伴う措置				◎	
都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定				○	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務				○	
共通乗車船券				○	
中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定				○	
乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定				○	
貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定				○	
認定と連携した特別措置 ※計画書(2)①		社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)			◎
		民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援			○
	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)			◎	
	社会資本整備総合交付金(都市再生土地区画整理事業)			◎	
	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))			◎	
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)			◎	
	社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)			◎	
	地域自主戦略交付金(暮らしにぎわい再生事業)			◎	
	街なか居住再生ファンド			◎	
	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金			◎	
	中心街再生事業における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))			◎	
	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除			◎	
	中心市街地活性化ソフト事業			◎	
	中心市街地再活性化特別対策事業			◎	
	認定と連携した重点的な支援措置 ※計画書(2)②	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))			◎
社会資本整備総合交付金(道路事業)				◎	
地域自主戦略交付金(道路事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))				◎	
社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)				◎	
地域自主戦略交付金(都市公園)				◎	
社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(みなとまち活性化支援)				◎	
社会資本整備総合交付金(河川事業)				◎	
地域自主戦略交付金(河川事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業)				◎	
地域自主戦略交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(住宅市街地地盤整備事業)				◎	
地域自主戦略交付金(住宅市街地地盤整備事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)				◎	
都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)				◎	
まちづくり計画策定担い手支援事業				◎	
社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業)				◎	
社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)				◎	
地域自主戦略交付金(地域住宅計画に基づく事業)				◎	
中心市街地商業活性化診断・サポート事業				◎	
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業				◎	
★社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))			◎		
都市環境改善支援事業			◎		

# 中心市街地活性化全国リレーシンポジウム 開催市一覧

(資料3)

開催日程	開催地	会場	テーマ	講師等	事例紹介・パネリスト等での市出演者
10月9日(火) 14:00~16:30	鹿児島市 (鹿児島県)	天文館シネマパラダイス	「観光・商業・交流によるにぎわいのあるまちづくり」 (副題) ~中心市街地内の回遊性向上に向けた取組	東京大学先端科学技術研究センター教授 西村幸夫	鹿児島市長 北九州市長 下関市長
10月11日(木) 17:00~19:30	青森市 (青森県)	アウガ 5階 AV多機能ホール	地域資源を活用した中心市街地活性化	佐々木俊介(青森公立大学経営経済学部教授) 加藤博(青森市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー) 高橋忍(有限会社クレイドル代表取締役)	青森市長 弘前市長 函館市長
10月22日(月) 14:00~16:30	諫早市 (長崎県)	諫早観光ホテル道具屋	まちの魅力向上に向けた取組	コーディネーター:岡本真司(中小企業基盤整備機構九州本部) 有識者:菊森 淳文(財団法人ながさき地域政策研究所常務理事)	諫早市長 大村市長 小城市長 飯塚市長
10月23日(火) 午後2時~5時	旭川市 (北海道)	旭川グランドホテル	地域資源を活かした拠点性の高い活力あるまちづくり ~買物公園の再生に向けて~	山下雅司氏(北海道在住の地域活性化伝道師)	旭川市長 富良野市長 帯広市長
10月26日(金) 14:00~17:00	長野市 (長野県)	長野市勤労者女性会館 しなのき	地域特性を活かしたまちの顔づくり (副題) ~地域資源を活かしたまちの顔づくりとにぎわい創造に向けた取組~	服部年明(地域活性化伝道師) 越原照夫(㈱まちづくり長野タウンマネージャー) 北村正博(長野市中心市街地活性化協議会会長)	長野市長 上田市長
10月30日(火)午後	富山市 (富山県)	富山国際会議場	コンパクトシティによるにぎわいづくり(路面電車等公共交通機関の活用、新規賑わい拠点施設の活用等)	富山大学 人文学部 人文学科 准教授 大西 宏治 コーディネーター 渡邊 康洋 氏(富山大学 地域連携推進機構地域づくり・文化支援部門 部門長)	富山市長 飯田市長
11月1日(木) 13:00~15:30	鳥取市 (鳥取県)	鳥取産業会館(鳥取商工会議所ビル)5階会議室	多極型のコンパクトなまちづくり~中心市街地と周辺地域との共栄~(案)	コーディネーター 倉持裕彌(公立鳥取環境大学地域イノベーションセンター 講師) パネリスト 常村護(街づくり株式会社いちろく代表取締役) 竹澤敏男(用瀬もてなしの心地域づくり推進会 代表) 熱田龍二(鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー) 大島英司(鳥取市都市整備部長)	鳥取市長 玉野市長 西条市長
11月2日(金) 14:00~17:00	藤枝市 (静岡県)	小杉苑 藤・桜	~「選ばれるまち」を目指して~ コンパクトシティによる街なか居住とにぎわいづくり 副題:人口減社会、超高齢社会におけるコンパクトシティの必要性	関東学院大学教授 横森豊雄	藤枝市長 塩尻市長 富山市長
11月2日(金) 13:30~16:00	豊後高田市 (大分県)	豊後高田商工会議所	地域資源を活用した中心市街地の活性化 副題:観光振興・高齢者対策・健康づくりなど地域の特色を活かした魅力あるまちづくり	立教大学観光学部特任教授 清水慎一	豊後高田市長 沖繩市長 多久市長
11月5日(月) 13:30~16:00	川越市 (埼玉県)	川越市市民会館 やまぶき会館中ホール	地域資源を活用したにぎわいづくり	栗原 博(日本商工会議所流通・地域振興部長)	川越市長 大田原市長 熊谷市長
11月5日(月) 13:30~15:30	大垣市 (岐阜県)	大垣市総合福祉会館 5階ホール	「元気ハツラツ商店街とまちなか観光による賑わい創出」 ~歩いて楽しめる中心市街地を目指して~	岐阜経済大学竹内教授(コーディネーター)、松本正平(元気ハツラツ市実行委員会委員長)、辻英行(アクアウォーク大垣 支配人)	大垣市長 敦賀市副市長
11月6日(火) 14:00~16:30	盛岡市 (岩手県)	プラザおでって 3階 おでってホール	地域資源を活かした中心市街地活性化	倉原宗孝(岩手県立大学総合政策学部教授) 浅井敏博(不動産鑑定士) 両川いずみ(NPO法人副理事長)	盛岡市長 遠野市長 田辺市長
11月8日(木) 13:30~16:10	守山市 (滋賀県)	あまが池プラザ	新たに整備した施設を有効活用した中心市街地活性化	和歌山大学経済学部足立教授、みらいもりやま 21 清原社長	守山市長 伊丹市長
11月9日(金) 13:30~15:30	長岡市 (新潟県)	アオーレ長岡	市役所機能のまちなか回帰と中心市街地の活性化 副題:~市民協働と交流の新しい拠点づくり アオーレ長岡の誕生~	中出文平(長岡技術科学大学 副学長) 隈 研吾(建築家) 森 民夫(長岡市長) 松田秀夫(都市再生機構 理事) 中出文平(基調講演者)	長岡市長
11月16日(金)午後	大野市 (福井県)	結とびあ 3F(305.306室)	歴史まちづくりによる中心市街地活性化 ~人が集う、活気に満ちた城下町を目指して~	株式会社 加藤地域政策プロデュース 加藤慎一郎 まちとひと 感動のデザイン研究所 代表 藤田とし子 福井大学大学院教授 川上洋司	大野市長
11月18日(日) 13:30~16:15	福井市 (福井県)	響のホール	中心市街地活性化に向けて ~いま、取り組むべきことは~	コーディネーター 内村雄二[福井工業大学建築生活環境学科教授] パネリスト 西郷真理子[都市計画家] 開発毅[合資会社開花亭 代表社員社長] 松浦麻衣[福井大学EMP実行委員会 代表] 越智健吾[福井市特命幹兼都市戦略部長]	福井市長
11月20日(火) 15:00~17:00	高岡市 (富山県)	高岡市生涯学習センター 4階ホール	歴史・文化遺産を生かしたまちづくり	古池 嘉和(富山大学芸術文化学部教授) 菅野 克志(株式会社蔵のまちスクエア代表取締役)	高岡市長 大垣市長 白河市長 越前市長
11月27日(火) 13:30~15:30	金沢市 (石川県)	金沢歌劇座 大集会室	人が住まい、集い、つながる、中心市街地の実現をめざして	コーディネーター 水野 一郎(学校法人金沢工業大学 副学長) パネリスト 清瀬 和彦(国土交通省都市局まちづくり推進課長) 小間井 隆幸(金沢市商店街連盟会長)	金沢市長 新潟市長
12月1日(土) 14:00~16:30	川西市 (兵庫県)	アステ川西 アステホール	地域資源を活用したまちづくり	流通科学大学商学部特別教授 石原武政	川西市長 府中市長 丹波市副市長
1月23日(水) 13:30~16:00	岐阜市 (岐阜県)	ぎふ葵劇場	商店街(まち)のにぎわい創出に向けた取組 ~地方都市商店街に求められる役割~	岐阜大学合田名誉教授(講演&コーディネーター) ひとひとの会 佐藤代表(講演&パネラー) 柳商連・市川理事長(パネラー)	岐阜市長 豊橋市長 (伊賀市長)
2月23日(土) 14:00~16:30	久慈市 (岩手県)	道の駅くじ やませ土風館	新たに整備した施設を有効活用した中心市街地活性化 ~中心市街地への道の駅整備による賑わいの創出~	三宅諭(岩手大学准教授) 貴牛利一(久慈広域観光協議会専務理事)	久慈市長 八戸市長 大垣市長

※()内は未確定

# 中心市街地活性化 全国リレーシンポジウム の開催報告について

中心市街地の活性化に取り組む全国の21市と、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省が共同して、「中心市街地活性化 全国リレーシンポジウム」を10月9日(火)から開催しています。既に開催した2市の状況を報告します。

## 【鹿児島市開催の概要】

日時：平成24年10月9日(火) 14:00～16:30

場所：天文館シネマパラダイス スクリーン1

来場者：約120人

テーマ：『観光・商業・交流によるにぎわいのあるまちづくり』～中心市街地  
内の回遊性向上に向けた取組～

## プログラム

- ・ショートムービー上映：「天文館シネマパラダイスグランドオープンメモリアルムービー」
- ・基調講演：『観光・商業・交流によるにぎわいのあるまちづくり』～中心市街地内の回遊性向上に向けた取組～  
講師：東京大学先端科学技術研究センター教授 西村 幸夫氏
- ・施策紹介：内閣府、国土交通省から中心市街地活性化に資する施策を紹介
- ・中心市街地活性化取組事例紹介：下関市長、北九州市長、鹿児島市長
- ・パネルディスカッション：テーマ①中心市街地の回遊性向上に向けた取組  
テーマ②「にぎわいの創出に向けた取組」

コーディネーター：東京大学先端科学技術研究センター教授 西村 幸夫氏

パネリスト：下関市長、北九州市長、鹿児島市長、We Love 天文館協議会  
会長

## シンポジウムにおける発言等（今後、要精査）

- ・まちの賑わいに感度が高いのは女性や若者であり、その活躍の場の提供やアイデアの取り込みのための施策が必要である。
- ・「食」については、B級グルメ等以外にも、農業体験や食育など、広がりの可能性があり、今後更に活用を検討すべき。
- ・「尖った企画」には思い入れの深いリピーターが付く。先進的な取組を実験的に繰り返していくことも重要である。
- ・賑わい創出のために、覆面調査などを通じて、個店の魅力を向上させる取組や、映画館等と連携した販促の取組・イベント等を模索、実施している。
- ・中活協議会において、計画策定当初から課題や目標を共有してきたことが、市民の自発的な活動につながっている。

【青森市開催の概要】

日時：平成24年10月11日(木) 17:00~19:00

場所：アウガ5階 AV多機能ホール

来場者：約180人

テーマ：「地域資源を活用した中心市街地活性化」

プログラム

- ・基調講演：「中心市街地活性化について」

講師：青森公立大学経営経済学部教授 佐々木 俊介

- ・中心市街地活性化取組事例紹介：弘前市長、函館副市長、青森市長
- ・パネルディスカッション：テーマ①「地域資源を活用した中心市街地活性化」

テーマ②「中心市街地活性化と観光」

コーディネーター：青森公立大学経営経済学部教授 佐々木 俊介氏

パネリスト：青森市長、弘前市長、函館副市長、青森市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー 加藤 博氏、一級建築士・有限会社クレイドル代表取締役 高樋 忍氏

シンポジウムにおける発言等(今後、要精査)

- ・中心市街地の持つ多様性、賑わい、交流といった都市性(≒アーバンティエー)が重要である。
- ・郊外との差別化、中心市街地の強みをどう活かすかが課題。  
→「人によるサービス」こそが、中心商店街らしいサービスではないか。  
例えば、観光を始めとして、周辺地域とどう結び付いていくかが課題。
- ・市民が郊外に向いてしまったというのも事実。  
→「市の顔」としての復権を目指し、舞台装置、記憶装置としての機能を取り戻すためには「人」が重要である。特に、学生には若い力がある。  
人が人を呼ぶ工夫が必要。
- ・行政、商業者、若者等の活性化に向けた取組みがつながっている現状こそが地域資源ではないか。  
→既に生まれている地域資源を大事にしたい。
- ・中心市街地にある資源のポテンシャルはあるものの、相互の連携が不足している印象がある。  
→観光客等をまちなかでアテンドする際に特に痛感する。(例：商店街の開店時間)

## 中心市街地活性化への抜本的取組に向けた論点

中心市街地の現状、活性化への取り組みの成果は、全体的に依然として厳しい。構造的な原因を解決するための「抜本的な取組」「発想の転換」が不可欠。

人口減少・高齢化が一層進展し、財政制約も厳しい中、中心市街地活性化のためには、スプロール化(外延化)を許容してきた、これまでの「まちづくり」や「開発計画」を根本的に改めることが必要。

### 考え方1

- ・新たな市街地開発を止め、中心市街地に回帰するインセンティブ政策の徹底。
- ・商店街の集約、居住区との計画的配置、その結果としての「賑わいのあるまちづくり」。

### 考え方2

- ・従来どおり、投資を分散し、スプロール化を許容するのか。重い投資負担。
- ・人口の拡散、資産価値の低下、企業・産業・商業の停滞と低迷。

どれを選択するか。地域の実情を踏まえた、転換に向けた「本気」の取組とは何か。

## 中心市街地活性化 評価・調査委員会

### 当面の検討事項（案）

1. 中心市街地活性化施策の経過
2. 現行の中心市街地活性化施策（平成18年法改正後）のレビュー
  - 1) 運用
  - 2) 目標設定
3. 中心市街地をめぐる状況変化
  - 1) 少子高齢化の進展
  - 2) 環境・エネルギーの先鋭化
    - 中心市街地を核とした集約型まちづくりによる環境対応（低炭素、廃棄物の活用等）
    - 地域分散型のエネルギー確保（東日本大震災により先鋭化）
    - 省エネルギー型の公共施設
  - 3) 商業環境を巡る状況
    - 通販の進展
    - 駅ナカ、駅チカの活発化
  - 4) 財政状況
    - インフラ更新時の財政負担 → コンパクトシティ化
4. 中心市街地の機能・役割
  - 1) 都市機能の役割
    - 経済
    - 環境（低炭素都市）
    - 社会・文化（コミュニティの形成、歴史的な建造物が果たす役割）
  - 2) 郊外店舗と中心市街地店舗の役割分担
    - 土地利用の役割
    - 周辺都市との都市機能の連携
5. 今後の方向性
  - 1) 基本方針・法令・施策運用等の見直し
  - 2) 中心市街地活性化法に基づく支援の在り方
6. その他
  - 1) 被災地の中心市街地活性化の在り方

# 中心市街地活性化 評価・調査委員会

## スケジュール (案)

平成24年10月16日 第1回委員会

- 中心市街地活性化施策の経過及びレビュー
- 中心市街地をめぐる状況変化と今後の方向性

平成24年12月 第2回委員会

- 基本方針等の在り方(方向性の取りまとめ)
- 認定手続きに関する意見聴取
- 中心市街地活性化に関する日本商工会議所の取組みの紹介

平成25年2月～3月 第3回委員会

- アンケート調査の結果報告
- リレーシンポジウムの結果報告
- 今後の制度運用に関する中間報告

平成25年4月以降

- 検討継続(6月を目途に報告書の取りまとめ)